

特定商取引法に基づくクーリングオフ等に関する事項

本画面は、本売買契約のお申込みまたは本売買契約の締結におけるクーリング・オフおよび物品の引渡し拒絶に関する事項を記載したものです。重要な内容ですので、よくお読みくださいようお願い申し上げます。

- お客様は、本売買契約の申込書をキタムラに提出した場合であっても、その提出日から起算して8日を経過するまでは、
書面又は電磁的記録(電子メールやFAXを指します。以下同様です)による通知をキタムラに発することにより、その申込みを撤回することができます。
また、お客様は、本売買契約の成立後といえども、売買契約書(本書を含みます)を受領した日から起算して8日を経過するまでは、
書面又は電磁的記録による通知をキタムラに発することにより、本売買契約を解除することができます。
- 前項の定めにかかわらず、キタムラが前項に本売買契約の申込みの撤回若しくは本売買契約の解除(以下「クーリング・オフ」)に関する事項につき、
お客様に不実のことを告げたことによりお客様がそれが事実であると誤認したこと、又はキタムラがお客様を威迫したことによりお客様が困惑したことにより、
お客様が前項の期間内にクーリング・オフを行わなかった場合、
お客様は、キタムラから改めて法令の定めに従って記載したクーリング・オフができる旨の書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、
書面又は電磁的記録による通知をキタムラに発することにより、クーリング・オフをすることができます。
- クーリング・オフの効力は、お客様がクーリング・オフにかかる書面又は電磁的記録をキタムラに発した時に生じます。
- お客様によるクーリング・オフがあった場合、キタムラは、そのクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払をお客様に請求することができません。
- お客様によるクーリング・オフがあった場合であり、かつ、キタムラがお客様から物品の引渡し既に受けているときは、キタムラは、速やかに当該物品をお客様に返還します。
- お客様によるクーリング・オフがあった場合であり、かつ、キタムラが売買代金を既にお客様に支払っているときは、その代金の返還に要する費用及びその代金の利息は
キタムラの負担とします。
- お客様は、本売買契約に物品の引渡しの期日の定めがある場合であっても、クーリング・オフ期間を経過するまでの間は、
キタムラへの当該物品の引渡しを拒むことができます。
ただし、お客様が当該物品の引渡しを拒んだ場合、キタムラは、本売買契約に売買代金及びその支払方法の支払期日の定めがあるときであっても、
その売買代金を、当該物品の引渡後のキタムラが定める期日に、お客様ご指定の預金口座(日本国内に限ります。)に振り込んで支払うことができるものとします。

購入業者の名称・住所・電話番号・代表者氏名	購入担当の名称・住所・電話番号・担当者氏名(お問い合わせ・連絡先)
〒780-0870 高知県高知市本町4-1-16 株式会社 カメラのキタムラ 代表取締役社長 山崎 智彦	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-2-10 坂田ビル4階 TEL 0120-640-055 株式会社 カメラのキタムラ カメラのキタムラ 日本橋フィールドセールスセンター 担当: